

平成22年12月27日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成22年(弐)第5104号 慰謝料請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成21年(ワ)第15178号)

口頭弁論終結日 平成22年10月28日

判 決

控訴人

訴訟代理人弁護士 武内更一

東京都世田谷区北沢2丁目8番18号

被控訴人 財団法人世田谷トラストまちづくり

代表者理事 佐藤洋

訴訟代理人弁護士 橋本勇

同 羽根一成

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、500万円及びこれに対する平成21年5月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。
- (4) 仮執行宣言

2 被控訴人

主文と同旨

東京高等裁判所

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、被控訴人に勤務している控訴人が、その資質・能力に合った部署への異動を希望したのに長年無視されたことなどによって、精神的苦痛を被ったなどと主張して、被控訴人に対し、不法行為に基づく慰謝料500万円及びこれに対する不法行為後である平成21年5月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却した。

控訴人は、これを不服として、上記判決を求めて控訴した。

2 前提事実

前提事実は、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「2 前提事実」に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決3頁10行目の「上告」の次に「及び上告受理」を加入する。

3 控訴人の主張

控訴人の主張は、「当審における控訴人の主張」を次項に付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「3 原告の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 当審における控訴人の主張

(1) 被控訴人が控訴人を「せたがやの家等」の事務に従事させ続けたことの不當性について

ア 別件訴訟の判決は、平成11年4月1日以降、整備公社の「再開発の仕事」が従前に比べ実質的に縮小され、「控訴人が所属していた開発・保全課が廃止されたこと」が、控訴人を同日付けで「せたがやの家等」に関する事務職に異動させ、その後、平成18年3月31日に整備公社が解散するまで、当該業務に従事させ続けてきたことを不当と認めない主要な理由としていた。しかし、被控訴人は、平成18年4月1日の設立時から整備

公社の事業等をすべて承継するとともに、別法人である財団法人せたがやトラスト協会（以下「トラスト協会」という。）のすべて事業等を承継しているので、被控訴人には、控訴人の学歴、職歴及び専門知識を活かすことができる業務が存在している。したがって、本訴においては、被控訴人の取扱い業務及び組織体制の実情を具体的に検討し、控訴人の適性とを対比したうえ、被控訴人が、その設立時から控訴人を「せたがやの家等」の事務職に従事させたうえ、控訴人の再三の異動申し入れにもかかわらず、平成21年3月31日まで、ことさらに当該事務に従事させてきたことの意味を考える必要がある。

イ 被控訴人の事業内容は、トラスト協会の事業を承継したことにより以下のとおりとなっている。

- 1 自然環境や歴史的・文化的環境の保全・創出及び美しい風景づくりのためのトラスト運動の推進
- 2 区民、事業者等と行政による連携・協働のまちづくりの推進
- 3 地域の環境保全や改善に向けたまちづくりの推進のための人材育成、活動支援
- 4 協働のまちづくりを推進するための公益信託の運営支援
- 5 区民の安心のための住まいづくりの支援
- 6 区民の安心のための公共施設の維持保全及び付帯設備の設置管理
- 7 まちづくりに関連した駐車場等の設置及び管理運営
- 8 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

上記1ないし4の事業を行う組織として「トラストまちづくり課」が置かれ、上記5及び6の事業を行う組織として「住まいづくり課」が置かれ、上記7及び8の事業を行う組織として「管理課」が置かれている。

ウ 控訴人のような学歴、知識及び経験を有する者が適任とされる業務は、「トラストまちづくり課」の前記1ないし4の事業であることは明白であ

り、他方、控訴人が最初に配置された「住まいづくり課住宅係」における業務は、「せたがやの家等」に関する業務と区営住宅の維持管理及び職員住宅の維持管理であり、控訴人が大学や大学院で学んできた専門の学問とは全く関係のない事業であった。

控訴人は、上記住宅係に配置転換された以降、整備公社に対し、毎年「再開発・区画整理課」の業務への配置転換を希望し、平成18年度には、被控訴人に対し、「トラストまちづくり課」または「再開発支援のできる部署」への異動希望を出している。

控訴人は、平成20年12月、文部科学大臣が行う平成20年度の「技術士試験」（建設部門）第一次試験の合格している。

他方、被控訴人では、平成21年4月1日に「管理課管理係」の職員が「トラストまちづくり課」に異動になったが、同年中に中途退職し、その後の後任者が補充されていなかった。

エ 以上の事実に照らすと、控訴人を「トラストまちづくり課」の異動させることができ、控訴人の学歴と専門知識を發揮させることができるのであり、人事のあり方として、合理的（適材適所）であり、原判決の「控訴人を住宅部門に配置しておく必要性がないということはできない。」という判断は、社会常識を越えて不合理であり、不当な判断である。

(2) 原判決の「被控訴人が不当な目的をもって控訴人を異動させないと認められない」との判断の不当性

被控訴人が、平成18年4月1日、控訴人を「トラストまちづくり課」に異動させることなく、「住宅係」の「せたがやの家等」の事務に従事させ、同21年3月31日まで、当該事務に従事させ続けたのは、明らかに社会通念に照らし不合理であり、控訴人をその適性のある「トラストまちづくり課」所管の業務に関与させまいとする不当な意図が存在するものと解ざるえない。したがって、原判決の「被控訴人が不当な目的をもって控訴人を異動

させないとも認められない」との判断は不当である。

(3) 被控訴人が控訴人を平成21年4月1日付けで「住まいサポートセンター」の事務に従事させたことの不当性について

ア 被控訴人は、控訴人の平成21年2月10日付けの「配置等の処遇」に関する協議の申入れ（甲13）を拒絶したうえ、控訴人の学歴、適性を無視し、同年4月1日、控訴人を世田谷区役所内の「住まいサポートセンター」の運営業務に配置転換した。しかも、同時期には、「トラストまちづくり課」の職員1名を「管理課管理係」に異動させるとともに、「管理課管理係」の職員1名を「トラストまちづくり課」に異動させるという人事異動を行っていることからすると、上記配置転換は、控訴人を「トラストまちづくり課」に異動させないと不合理な人事であり、人事権の濫用といわざるをえない。

イ 被控訴人においては、「住まいサポートセンター」の運営事務も「せたがやの家等」に関する事務も、ともに「住まいづくり課住宅係」の担当業務とされているが、その実態をみると、「住まいサポートセンター」の運営事務とは、世田谷区が区役所内に設置している「住まいサポートセンター」において、本来、世田谷区が区民に対して定休する福祉業務を、被控訴人が丸ごと受託し、被控訴人の職員が従事させられているものである。それは、被控訴人から世田谷区への出向と同視できるものであり、被控訴人は、本人の同意を得なければ、「住まいサポートセンター」に異動させることはできないものである。

(4) 「住まいサポートセンター」への異動を「同じ係の事務」、「同じ世田谷区内」への異動であり、「控訴人に不利益を課すものとはいえない」とした判断の不当性

「住まいサポートセンター」の事務と「せたがやの家等」に関する事務は、前述したとおり、全く異なったものであり、「同じ係の仕事」として、

「控訴人に不当な不利益」がないとはいえない。また、勤務場所は、「同じ世田谷区内」であったとしても、勤務場所の変更がもたらす不利益は、その扱う業務の内容と不可分であるうえ、場所も被控訴人の事務所でなく、世田谷区役所内の施設への変更であるから、著しいものがあり、上記配置転換は、原則として、本人の同意を得るべきである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の被控訴人に対する慰謝料請求は、理由がないものと判断する。

その理由は、以下のとおり補正し、次項に「当審における控訴人の主張に対する判断」を付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第3 裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

原判決6頁11行目以下の「認定事実に基づく判断」を以下のとおり改める。

「2 認定事実に基づく判断

(1) 控訴人は、被控訴人が、人事権を濫用して、その設立時から控訴人を「せたがやの家等」の事務職に従事させたうえ、控訴人の再三の異動申し入れにもかかわらず、平成21年3月31日まで、ことさらに当該事務に従事させてきたことは違法である旨主張する。

この点に関しては、控訴人が平成7年4月に常勤正規職員として雇用された際の作成された整備公社と控訴人との間の労働契約書によれば、「控訴人は、整備公社の就業規程その他の諸規定及び上司の指揮命令に従い、誠実かつ公正に職務に従事するものとする。」(甲1, 労働契約書7項)と規定され、整備公社の就業規程によれば、「職員は、この規程を遵守し、業務上の命令及び指示に従い公正、誠実にその職務を遂行しなければならない。」(甲9, 財団法人世田谷区都市整備公社職員就業規程第6条)と規定されているのであるから、被控訴人は、業務上の必要に応じて、その裁量により控訴人に配置転換を

命することができるものと解するのが相当である。

もっとも、被控訴人は、配転命令権を無制限に行使することはできず、濫用にわたることは認められないから、当該配置命令が不当な動機や目的を持ってなされていたり、当該当事者に対して、その生活関係や労働条件等において著しい不利益を負わせることになるなど、その権限の行使が権利の濫用になる場合には、当該配置命令は違法になるというべきである。

(2) そこで、上記のような観点から、控訴人の配置命令権の行使が違法といえるかについて検討する。

前記認定の事実によれば、控訴人は、平成11年4月1日以降、整備公社の「再開発の仕事」が従前に比べ実質的に縮小され、控訴人が所属していた開発・保全課が廃止されたことから、同日付けで「せたがやの家等」に関する事務職に異動させられ、その後、平成18年3月31日に整備公社が解散するまで、当該業務に従事し続けてきたこと、被控訴人は、平成18年4月1日の設立時から整備公社の事業等をすべて承継するとともに、別法人であるトラスト協会のすべての事業等を承継したが、その後も、控訴人の再三の異動申し入れにもかかわらず、平成21年3月31日まで、控訴人を「せたがやの家等」の事務職に従事させたことが認められる。以上の事実によれば、控訴人は、前身の整備公社時代の平成11年4月から、10年以上にわたり住宅部門の事務に従事してきたものである。なお、その間被控訴人が控訴人に仕事自体を担当させなかつたような事実は認められない。そして、その間である平成18年3月、控訴人は、違法な配置転換により精神的苦痛を受けたなどとして被控訴人に対し慰謝料等の損害賠償を求める別件訴訟を提起したが、棄却の判決が確定しているものであり、その中で、控訴人と整備公社の間の労働契約の職種限定契約性は

否定されているもので、整備公社の就業規程（甲9）には、職種を限定した正規職員の採用に関する規定はないことに照らしても、控訴人の採用に当たり、控訴人と整備公社との間で、控訴人の職種を限定するとの合意があったとは認められないものである。

このような被控訴人による人事配置命令権の行使が、業務上の必要を考慮して裁量により行う範囲を逸脱した権利の濫用にあたると言えるかであるが、控訴人をその経験や希望を考慮して、被控訴人の「トラストまちづくり課」に異動させなかつたとしても、控訴人には7年間にわたり「住まいづくり課住宅係」に従事していた実績及び経験があるものであり、長期間同一職場に配置し続けることの人事政策上の当否は措くとしても、その必要性自体は否定できないというべきである。そして、被控訴人が、そのような人事上の処遇を嫌がらせ目的で行い、ことさらに控訴人の異動希望を無視したとまで認めるに足る証拠はないものであり、しかも被控訴人の業務として住宅部門の存在の必要は否定できないもので、そこに控訴人を配置しておく必要性がないともいえないものである。そうであるとすれば、平成18年4月1日に、別法人であるトラスト協会のすべての事業等を承継した以降も控訴人を被控訴人の「せたがやの家」等の事務職に従事させ続けたことが、直ちに前記裁量の範囲を逸脱した権利の濫用にあたるとはいえない。

また、被控訴人は、控訴人に対し、平成21年4月1日から、「住まいづくり課住宅係」が所管する「住まいサポートセンター運営業務」に従事することを命じ、世田谷区が第3庁舎に配置する「住まいサポートセンター」への担当業務の変更を命じているところ、控訴人はこれらの業務の変更に関する命令についても裁量の範囲の逸脱があると主張するが、新たな業務は10年以上にわたり担当していたもの

と同じ係の事務であり、勤務先が変わるといつても同じ世田谷区内であり、控訴人に不当な不利益を課すものとはいえないというべきである。」

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、整備公社が、控訴人を「せたがやの家等」の事務職に従事させ、控訴人の再三の異動申し入れにもかかわらず、ことさらに当該事務に従事させ続けたと主張し、平成18年4月1日に被控訴人が設立され、整備公社の事業等をすべて承継して以降は、別法人である財団法人せたがやトラスト協会（以下「トラスト協会」という。）のすべて事業等を承継しているので、被控訴人には、控訴人の学歴、職歴及び専門知識を活かすことができる業務が存在しているにもかかわらず、控訴人の学歴と専門知識を発揮させることができない部署への配置をしないのは、人事のあり方としての適材適所の原則に反するもので、社会常識を越えて不合理であり、不当な判断であると主張する。

そこで検討すると、甲11号証及び弁論の全趣旨によれば、平成18年4月1日以降は、従前に比して被控訴人の扱う業務内容が広がり、被控訴人の「トラストまちづくり課」では、自然環境や歴史的分化環境の保全、トラスト運動の推進、区民、事業者等との協働のまちづくりの推進及び支援等の業務を扱うことになったことが認められる。そして、控訴人の前記経歴や専門性（控訴人は、平成20年12月には、技術士第1次試験（建設部門）に合格している。）、さらにそれまでの経験（控訴人は、当初建築技術の正規職員として雇用され、開発部門で三軒茶屋地区の都市再開発事業等に従事していた。）に照らすと、「トラストまちづくり課」での仕事に就くことが、控訴人の能力や経験を生かせるものであるとの控訴人の主張自体は、控訴人の人事配置に関する一つの見解と見る余地はあるといえる。しかしながら、前記認定のとおり、控訴人の採用に当たり、控訴人と整備公社との間で、控訴

人の職種を専門性の生かせるものに限定するとの合意があったとは認められないものであり、控訴人は、平成18年4月の時点では、既に7年間にわたり「住まいづくり課住宅係」で事務職としての仕事に従事して開発部門を離れていたもので、そのような経緯に照らすと、控訴人を引き続き住宅部門に配置しておく必要がなかったとはいえず、トラスト協会のすべて事業等を承継して以降も、従前の配置を継続した被控訴人の措置が、社会常識を越えて不合理であるとまではいえないというべきである。

(2) 次に、被控訴人は、被控訴人がトラスト協会の事業を承継後も、控訴人を「トラストまちづくり課」に異動させなかつたのは、明らかに社会通念に照らして不合理であり、控訴人を適性のある「トラストまちづくり課」所管の業務に関与させまいとする不当な意図が存在するものと考えざるをえないと主張する。

そこで、検討すると、前記認定のとおり、控訴人は、職員意向調査において、詳細な意見を述べており、その内容に照らすと、控訴人自身は、職務適性及び能力に関し、自らの専門的能力を高く自己評価しているにもかかわらず、整備公社側の評価との乖離が大きく、自身の希望に反した人事上の処遇がなされ、これに対し、控訴人が強い不満を抱いていたことが窺えるし、控訴人としては不本意な職場への勤務が長期にもわたっているもので、控訴人の前記認定の経歴や当初の職歴に照らしても、控訴人自身が抱いた不満自体は理解できないわけではない。しかしながら、同一職場に長期間配置し続けることについての人事政策上の当否の問題はあるとしても、被控訴人において、控訴人を適性のある「トラストまちづくり課」所管の業務に関与させまいとする不当な意図が存在するとするのは、あくまでも控訴人の推測の域を出ないものというべきであり、そのような意図の存在を認めるに足る的確な証拠は存しないものである。

なお、控訴人は、当審の口頭弁論期日での意見陳述の際に、被控訴人が控

訴人をまちづくりの部署に就かせない真の理由は、控訴人の持つ住民主体の街づくりという考え方が、世田谷区の上層部等が考える企業中心の再開発の進め方にとって支障となると考えられたからだと思う旨述べているが、そもそも再開発の進め方について世田谷区の上層部がどのような考え方を持っているかは不明であるし、控訴人の推測を述べたものというべきであって、これをもって、控訴人に対する上記のような不当な意図が存在するとは認められないとする上記判断を左右するには足りないというべきである。

よって、この点に関する控訴人の主張は採用できない。

(3) また、控訴人は、被控訴人が控訴人を平成21年4月1日付けで「住まいサポートセンター」の事務に従事させたことは不当であり、人事権の濫用というべきであり、しかも控訴人に著しい不利益を課すものであり、原則として本人の同意を得るべきである旨主張する。

そこで検討すると、前記認定事実（原判決引用）によれば、控訴人に対する「住まいサポートセンター」への異動命令は、事務内容の変更、勤務場所の変更を伴うものであるから、実質的に配転命令と認められるものであるが、前記認定のとおり（訂正後の原判決引用）、被控訴人は、業務上の必要に応じて、その裁量により控訴人に配置転換を命ずることができるものであるから、上記異動命令につき、本人の同意を得る必要があるとはいえないものである。

また、控訴人は、「住まいサポートセンター」への異動により、勤務場所及び業務内容が変更することになるが、勤務場所は、同じ世田谷区内であり、新しい業務内容は、控訴人のこれまでの実績を考慮すると、控訴人に著しい不利益を与えるものであるとはいえないし、上記異動が、被控訴人の不当な目的によるものであるとも認められないものである。

したがって、控訴人の上記主張は、採用できない。

3 結論

よって、原判決は、相当であるから、本件控訴を棄却することとし、主文の
とおり判決する。

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 西 岡 清一郎

裁判官 滝 雄 次

裁判官 脇 博 人

東京高等裁判所

これは正本である。

平成 22 年 1 月 27 日

東京高等裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 七五三 正

